

肉マイレージマネー利用規約

本規約は、株式会社ペッパーフードサービス（以下「当社」といいます。）が発行し、当社又は当社の肉マイレージマネー加盟店が運営する日本国内の店舗「いきなり！ステーキ」（以下「本店舗」といいます。）で利用することができる電子マネーである肉マイレージマネーによるお取引（肉マイレージマネー取引）及び本店舗で召し上がった肉量（g）をマイレージとして記録することのできるお取引（肉マイレージ取引）について規定するものです。当社は、肉マイレージマネー及び肉マイレージについて本規約に従い取り扱うものとし、利用者は、本規約に同意の上、肉マイレージマネー及び肉マイレージをご利用ください。

第1章 定義及びカード発行

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 肉マイレージカードとは、肉マイレージマネー及び肉マイレージを記録することができるカードをいいます。
- (2) 肉マイレージマネーとは、本規約に基づき当社が発行した金銭的価値を有する電子情報であって、本規約に基づき利用者が本店舗における商品の購入、役務の提供その他の取引に係る代金の支払に利用することができるもの（1肉マイレージマネー＝1円とする。）をいいます。
- (3) 肉マイレージマネーサービスとは、利用者が本店舗における商品の購入、役務の提供その他の取引において本規約に従って肉マイレージマネーを利用して取引代金の支払を行うことができるサービスをいいます。
- (4) チャージとは、肉マイレージカードに記録された肉マイレージマネーの金額を加算することをいいます。
- (5) 肉マイレージとは、利用者が本店舗で食事したお肉のグラム数に応じて当該利用者について記録される当社所定の数量をいいます。
- (6) 肉マイレージサービスとは、本規約に基づく肉マイレージの記録及び記録された肉マイレージに伴うクーポン等の発行に関するサービスをいいます。
- (7) 本サービスとは、肉マイレージマネーサービス及び肉マイレージサービスをいいます。
- (8) 利用者とは、肉マイレージカードの保有者であって、本規約に基づき肉マイレージマネーサービス又は肉マイレージサービスを利用する者をいいます。
- (9) 肉マイレージマネー加盟店とは、利用者が本規約に従って本店舗における商品の購入、役務の提供その他の取引において肉マイレージマネーを利用することができる店舗をいいます。

第2条（肉マイレージカードの発行）

1. 本サービスを希望される方は、当社所定の手続に従って、本店舗又は当社が指定するウェブサイトにて肉マイレージカードの発行（貸与）を受けてください。なお、肉マイレージマネーカード発行時の当初の肉マイレージマネーの利用可能残高は0円です。
2. 第三者に対する贈与（ギフト）を目的として本サービスを希望される方は、当社所定の手続に従って、本店舗又は当社が指定するウェブサイトにて肉マイレージカード及び肉マイレージマネーの発行を受けてください。
3. 利用者は、当社に対し、肉マイレージカードの当社所定の発行手数料を支払います。発行手数料については、肉マイレージマネーサービスに係るウェブサイトその他の説明書等をご参照ください。

第2章 肉マイレージマネーに関する事項

第3条（肉マイレージマネーのチャージ）

1. 利用者が肉マイレージマネーのチャージを希望するときは、当社所定の方法でチャージをお申し込みください。なお、チャージ方法については、肉マイレージマネーサービスに係るウェブサイトその他の説明書等をご参照ください。また、当社は、チャージの入金額に加えて、当社所定の金額（プレミアム）を肉マイレージマネーとして付与することがあります。
2. 1回のチャージは、1,000円以上かつ1,000円単位とします。1回に肉マイレージカードにチャージすることができる肉マイレージマネーの金額は、49,000円を上限とします。
3. 肉マイレージカードにチャージすることができる肉マイレージマネーの金額に上限はありません。
4. チャージの完了及びチャージ後の残高は、チャージを行った本店舗で交付されるレシート又は当社所定のウェブサイトをご確認ください。

第4条（肉マイレージマネーのチャージができない場合）

1. 利用者は、次の場合、肉マイレージマネーのチャージをすることはできません。
 - (1) 肉マイレージカードが破損しているとき。
 - (2) 本店舗の営業時間外又は肉マイレージマネーに関するシステムの稼働時間外であるとき。
 - (3) 肉マイレージマネー又は肉マイレージカードが偽造、変造又は不正に取得されたものである又はその疑いがあるとき。
 - (4) 肉マイレージマネーに関するシステムの障害その他やむをえない事由があるとき。
- (5) 利用者が、本規約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
2. 前項に基づき肉マイレージマネーのチャージができないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、当社は、その責任を負いません。

第5条 (肉マイレージマネー残高の確認等)

1. 肉マイレージマネーの残高は、肉マイレージマネー加盟店で肉マイレージカードを提示した上で当社所定の方法で確認するか、又は当社所定のウェブサイトを通じて、確認することができます。また、肉マイレージマネーによるお取引で発行されるレシートにも肉マイレージマネーの残高が記載されます。
2. 肉マイレージカードを複数枚お持ちの場合、各カードの肉マイレージマネー残高を1枚のカードに統合することはできません。
3. 肉マイレージマネーの利用履歴は、当社所定のウェブサイトを確認することができます。

第6条 (肉マイレージマネーの利用)

1. 利用者は、本店舗（ただし、当社の定める一部の店舗を除きます。）において、商品の購入その他の取引を行うに際し、肉マイレージマネーをその残高の範囲内で、当社所定の方法により、代金のお支払に利用できます。
2. 前項の場合、本店舗のレジで利用者が肉マイレージカードを提示し、レジの端末で使用された肉マイレージマネーの金額を読み取った時点で、利用者による当該取引代金の支払いが完了します。
3. 1回にご利用可能な上限金額は、100,000円とします。

第7条 (肉マイレージマネーを利用できない場合)

1. 利用者は、次の場合には、肉マイレージマネーをご利用できません。
 - (1) 肉マイレージマネー若しくは肉マイレージカードが偽造若しくは変造され、又は肉マイレージマネーが不正に作り出されたものであるとき。
 - (2) 肉マイレージマネー若しくは肉マイレージカードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、若しくは知ることができる状態で取得したとき、又は肉マイレージマネーが違法に保有されたものであるとき。
 - (3) 利用者が、本規約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (4) 利用者の肉マイレージマネーの利用状況等に照らし、利用者として不相当と当社が判断したとき。
 - (5) 肉マイレージマネー又は肉マイレージカードの破損、本店舗の読取端末の故障、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき。
 - (6) システムメンテナンス、システム管理会社の休業日又は休業時間、その他システム上の理由により一時的に肉マイレージマネーの利用を停止するとき。
2. 前項に基づき肉マイレージマネーが利用できないことにより、利用者に損害等が生じた場合であっても、当社は、その責任を負いません。

第8条 (禁止事項)

1. 利用者は、肉マイレージマネーの利用に際し、次の行為をすることができません。
 - (1) 違法、不正又は公序良俗に反する目的で肉マイレージマネー又は肉マイレージカードを利用すること。
 - (2) 営利の目的で肉マイレージマネー又は肉マイレージカードを利用すること。
 - (3) 肉マイレージマネーに係るシステム、肉マイレージマネー又は肉マイレージカードについて、これを偽造、変造、破壊、分解、解析若しくは複製等を行い又はかかる行為に協力すること。
 - (4) 肉マイレージマネー若しくは肉マイレージカードが偽造若しくは変造され、又は肉マイレージマネーが不正に作り出されたものであるとき、またはその疑いがあるときに、これを利用すること。
2. 利用者は、前項各号の事実を知ったときは、当社に対して当社所定の方法によりその旨を直ちに通知することとします。この場合、利用者は、当社の指示に従って、肉マイレージカードを返還します。利用者が肉マイレージカードを当社に返還した場合、当該肉マイレージカードに記録された肉マイレージマネーは返還又は返金いたしませんので、ご了承ください。

第9条（本店舗における紛議）

1. 利用者が肉マイレージマネーを利用して本店舗における商品の購入その他の取引についての問題が生じた場合には、当該店舗との間で問題を解決することとします。
2. 前項の場合において、本店舗が取引の取消しに応じた場合、当社が相当と認めたときに限り、当社は、肉マイレージマネー利用代金相当額をチャージします。

第10条（有効期限）

1. 肉マイレージマネーの有効期限は、肉マイレージマネーの最終入金日または最終利用日から1年間です。
2. 前項の有効期限が経過した肉マイレージマネーは失効し、利用者は失効した肉マイレージマネーを代金のお支払にご利用できません。また、有効期限が経過した場合にも、肉マイレージマネーの発行代金は返金できませんので、有効期限にはご留意の上で肉マイレージカードをご利用ください。

第11条（換金の原則禁止）

1. 肉マイレージマネーは、本規約に定める場合を除き、換金できません。
2. 当社は、法令等に基づき、肉マイレージマネーの残高を返金すべき場合又は当社がやむを得ないと認める場合には、利用者は、当社所定の手続で申し出てください。この場合、当社は、利用者に対し、肉マイレージマネーの残高から手数料を控除した残高を返金します。ただし、当社が肉マイレージマネーの未使用残高を確認することができない場合には、返金の義務を負いません。

第3章 肉マイレージに関する事項

第12条（肉マイレージの記録）

1. 肉マイレージカードへの肉マイレージの記録は、本店舗において行うことができます。ただし、テイクアウトでのご利用については、肉マイレージを記録することができません。
2. 肉マイレージは、お食事されたお肉のグラム数に応じて当社所定の数が記録されます。当社は、当社所定の方法により、グラム数に応じて記録する肉マイレージの量を変更することがあります。
3. 利用者は、本店舗で交付されるレシート及び当社所定のウェブサイトにおいて、1回のお食事ごとに記録された肉マイレージ及びこれまでに記録された合計の肉マイレージを確認することができます。
4. 当社は、利用者が当社所定の量の肉マイレージを獲得した場合、当該利用者の保有する肉マイレージカードについて、その種類をランクアップして新たなランクアップ後のカードを交付します。利用者は、ランクアップした肉マイレージカードを本店舗において商品等の注文時に提示することにより、当社所定の商品等の提供を受けることができます。当社は、当社所定の方法により、ランクアップに必要な肉マイレージの量を変更することがあります。
5. 利用者は、次の場合、肉マイレージの記録をすることはできません。
 - (1) 肉マイレージカードが破損しているとき。
 - (2) 本店舗の営業時間外又は肉マイレージに関するシステムの稼働時間外であるとき。
 - (3) 肉マイレージカードが偽造、変造又は不正に取得されたものである又はその疑いがあるとき。
 - (4) 肉マイレージに関するシステムの障害その他やむをえない事由があるとき。
 - (5) 利用者が、本規約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
6. 前項に基づき肉マイレージの記録ができないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、当社は、その責任を負いません。

第13条（メルマガ登録）

利用者は、当社所定の方法によって申込みを行うことにより、メールマガジンの送信その他のメールマガジンに関連する当社所定のサービスを受けることができます。

第14条（クーポンの発行）

1. 当社は、利用者が保有する肉マイレージカードがランクアップした場合、当該利用者に対し、当社所定のクーポン（以下「ランクアップクーポン」といいます。）を発行します。
2. ランクアップクーポンの有効期限は発行から2ヶ月とします。
3. 当社は、メルマガ会員である利用者に対し、お誕生月の1日において、クーポン（以下「お誕生日クーポン」といいます。）を発行します。
4. お誕生クーポンの有効期限はお誕生月の末日までとします。
5. ランクアップクーポン及びお誕生日クーポンの発行に関するサービス内容は、当社所定の方法により、内容を変更することがあります。

第15条（クーポンの使用）

1. ランクアップクーポンは、本店舗における商品等の代金のお支払に使用することができません。本店舗における会計時にランクアップクーポンを使用する旨をお伝えください。
2. 前項の場合、本店舗のレジで利用者が肉マイレージカードを提示し、レジの端末で使用されたランクアップクーポンの金額を読み取った時点で、利用者による当該取引代金の支払いが完了します。
3. お誕生日クーポンは、本店舗における当社所定の商品等との交換や代金の値引き等に使用することができます。本店舗における注文時にお誕生日クーポンを提示の上で使用する旨をお伝えください。
4. ランクアップクーポン及びお誕生日クーポンの使用に関するサービス内容は、当社所定の方法により、内容を変更することがあります。

第16条（肉マイレージの記録期間）

全ての肉マイレージを記録することができる期間は、肉マイレージの最終記録日から1年間です。

第3章 その他の事項

第17条（反社会的勢力の排除）

利用者（本条においては本サービスの申込をしようとする者を含みます。）は、利用者が、現在、暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第18条（肉マイレージカードの破損等）

1. 肉マイレージカードの破損、紛失、盗難、電磁的影響その他の事由（以下「肉マイレージカードの破損等」という。）により肉マイレージカードが使用できなくなり、肉マイレージマネー又は肉マイレージが破損又は消失した場合であっても、当社はその責任を負いません。利用者は、肉マイレージカードを破損し、又は磁気に近づけないようご注意ください。
2. 前項の場合において、肉マイレージカードの破損等が利用者の事情によらないことが明らかであって、破損等の前の肉マイレージカードの番号が当該利用者のものであることが判明したときは、利用者は、自らの肉マイレージカードの番号を当社に伝達することにより、当社から肉マイレージカードの再交付を受けることができます。
3. 第1項の場合において、肉マイレージマネーの破損又は消失が利用者の事情によらないことが明らかであって、当社所定の方法により肉マイレージカードにおける肉マイレージマネーの未使用残高が判明したときは、利用者は、当社所定の方法により前項により再交付された肉マイレージカードに当該未使用残高相当分の肉マイレージマネーのチャージを受けることができます。
4. 第1項の場合において、肉マイレージの破損又は消失が利用者の事情によらないことが明らかであって、当社所定の方法により肉マイレージカードにおける肉マイレージの記録数が判明したときは、利用者は、当社所定の方法により第2項により再交付された肉マイレージカードに当該記録数分の肉マイレージの記録を受けることができます。
5. 第2項により当社が肉マイレージカードを再交付する場合、従前の肉マイレージカードは、当社が回収いたします。また、利用者は、当社に対し、当社所定の再発行手数料を支払います。

第19条（譲渡等の禁止）

利用者は、肉マイレージマネー及び肉マイレージカードを他人に貸与し、譲渡し、又は質入れ等の担保に供することはできません。第三者が肉マイレージマネー又は肉マイレージカードを利用した場合であっても、当社は、当該肉マイレージマネーが当社所定の方法で利用される限り、本人による利用とみなします。

第20条（本サービスの利用資格の取消し）

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当したときは、事前に通知又は催告することなく、本サービスの利用資格を取り消すことがあります。
 - (1) 利用者が本規約に違反したとき。
 - (2) 利用者の本サービスの利用状況等に照らして、利用者として不適切と判断したとき。
2. 前項の場合、利用者は、肉マイレージマネーを利用することができなくなります。この場合、肉マイレージカードに記録された肉マイレージマネーは返還又は返金いたしません。

第21条（本サービスの終了）

1. 当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、本サービスの全部又は一部を終了することがあります。

2. 前項の場合において肉マイレージマネーサービスを終了するときには、当社は、法令等に従って、本店舗での掲示、ホームページへの掲載その他当社所定の方法により、肉マイレージマネーサービスを終了する旨及び未使用の肉マイレージマネーの返金方法について周知の措置をとります。当社所定の手続に従って、返金をお申し出ください。ただし、肉マイレージマネーの未使用残高が判明しない場合には、当社は、返金の義務を負いません。

第22条（免責）

肉マイレージマネーサービス及び肉マイレージサービスを利用することができなかったことにより利用者に生じた損害等について、当社に故意又は重過失がない限り、当社は、その責任を負いません。なお、当社に故意又は重過失がある場合であっても、当社は、逸失利益について損害賠償の責任を負いません。

第23条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更する場合、ウェブサイトへの掲載その他当社所定の方法により、一定の予告期間をおいて変更内容について周知の措置をとります。本規約の変更は、当該予告期間の経過をもって、効力を生じるものとします。

第24条（合意管轄裁判所）

本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第25条（ご相談窓口）

肉マイレージマネーサービス、肉マイレージサービス又は本規約に関するご質問又はご相談は、本サービスに係るホームページをご参照いただくほか、下記のご相談窓口までご連絡ください。

<肉マイレージマネー発行元>

株式会社ペッパーフードサービス

肉マイレージ〒130-0012 東京都墨田区太平四丁目1番3号 オリナスタワー17F

【お問い合わせ窓口】肉マイレージ問い合わせ窓口03-3829-3210営業企画推進部

※お買物についてのお問合せ、ご相談は、カードをご利用された肉マイレージマネー加盟店をお願いします。

本規約は、平成27年3月2日から適用します。